

宗教法人境内建物・境内地証明願記載上の注意

- 証明願の様式のみ2通押印して提出すること。添付書類は各1通で可。
 - ※ 印鑑は、法務局（登記所）に登録してあるものを使用すること。
 - ※ 土地のみまたは建物のみの場合は、証明願の不要な記載を削除して作成すること。
 - ※ 証明願の末尾に証明の旨を記載するので、余白を7cm程度設けてください。
 - ※ 証明願が2枚以上にわたる場合は、ホチキスで2か所留めの上、割印をお願いします。

- 必要な添付書類は以下のとおり。

【土地・建物共通の添付書類】

- ☐ 物件に係る登記事項証明書の原本（所有権保存登記または移転登記前のもの）
 - ☐ 法人の登記事項証明書の原本（履歴事項全部証明書）
 - ☐ 責任役員会議事録の写し（取得の意思決定と使用用途の決定が分かる内容のもの）
- ※原本証明をすること。

〔原本証明の記載例〕

上記は、原本と相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

宗教法人「 」
代表役員 印

- ☐ その他、取得にあたり法人の規則に沿った手続きを経ていることが分かる書類
（例：本山の承認、総代の同意等）
- ☐ 売買による取得の場合は、売買契約書及び領収書の写し
- ☐ 寄附による取得の場合は、寄附証書の写し
- ☐ 法令等の許可が必要な場合は、許可証の写し（例：農地転用の許可）
- ☐ 宗教法人法第23条の公告が必要な場合は、公告をしたことを示す書類（公告証明書など）
- ☐ 宮城県知事所轄以外の法人にあっては、法人規則の写し（要原本証明）
- ☐ その他知事が必要と認める書類
- ☐ 証明手数料は、証明願1通につき3,000円を、①県の収入証紙又は②県庁・各合同庁舎・保健福祉事務所等に設置されているセルフレジにて納付してください。
（①収入証紙又は②セルフレジから発行される「レシート（提出用）」は証明願に貼り付けず、クリップ留めにすること。）

《セルフレジ設置場所》 ※⑨～⑫は、令和7年4月1日より稼働予定。

- ①宮城県庁（1階パスポートセンター）、②大河原地方振興事務所、③仙台地方振興事務所、
- ④北部地方振興事務所、⑤北部地方振興事務所栗原地域事務所、⑥東部地方振興事務所、
- ⑦東部地方振興事務所登米地域事務所、⑧気仙沼地方振興事務所、⑨仙台保健福祉事務所、
- ⑩気仙沼保健福祉事務所、⑪仙台保健福祉事務所岩沼地域事務所、⑫仙台保健福祉事務所黒川支所

【建物については、上記共通の添付書類に加え、以下の書類】

- ☐ 建築確認通知書及び検査済証の写し
- ☐ 新築の場合は、工事請負契約書の写し
- ☐ 配置図及び平面図（間取りがわかるもの）
- ☐ 建物（外部・内部）の写真

【土地については、上記共通の添付書類に加え、以下の書類】

- ☐ 公図
- ☐ 土地の写真（写真には境界に赤線を引くこと）
- ☐ 建物を新築する予定で取得した土地については、建物の建築確認通知書の写し

- 物件の表示は、1棟又は1筆ごとに登記事項証明書の表示どおり記載すること。

〔建物の記載例〕

物件の所在 ○○市○○町一丁目
家屋番号 1番
種類 本堂兼庫裡
構造 木造瓦葺2階建
床面積 1階 200㎡
2階 150㎡

〔土地の記載例〕

物件の所在 ○○市○○町一丁目
地番 1番
地目 宅地
地積 100㎡

- 申請書の受理後、日程調整の上、現地確認調査を行う。

立ち会い必要。現に用途のとおり使用可能の状態にあるか等を確認します。